

委任契約書（刑事・少年）

依頼者を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

第1条（事件の表示と受任の範囲）

甲は乙に対し下記事件（以下「本件事件」という）の処理を委任し、乙はこれを受任した。

①事件の表示

事件名 _____

被疑者・被告人・少年氏名 _____

②受任範囲

成人弁護活動（起訴前、一審、控訴審、上告審）

少年付添人・弁護活動（送致前、家裁、抗告審）

保釈、勾留執行停止、勾留取消、勾留理由開示

被害弁償等の示談折衝

その他（_____）

第2条（弁護士報酬）

甲と乙は、本件事件に関する弁護士報酬につき、乙の弁護士報酬基準に定めるもののうち□を付したものを選択すること、およびその金額（消費税を含む）または算定方法を合意した。

□着手金

①着手金の金額を次のとおりとする。

金_____円とする。（消費税別途。以下同じ）

②着手金の支払時期・方法は、特約なき場合は本件事件の委任のときに一括払いするものとする。

□報酬金

①報酬金の金額を次のとおりとする。

（成人刑事事件若しくは少年逆送事件）

無罪の場合 金_____円

執行猶予の場合 金_____円

求刑より判決の量刑が減刑された場合

金_____円

その他（_____）

金_____円

（少年付添人事件）

非行事実なし 金_____円

不処分・保護観察・_____の場合

金_____円

その他（_____）

金_____円

②報酬金の支払時期は、本件事件の処理の終了したときとする。

□出張日当

①出張日当を（一日、半日）金_____円とする。

②甲は出張日当の予納を（する、しない）ものとし、追加予納については特約に定める。予納を合意した金額は_____回分である。

金_____円

③予納金額との過不足は、特約なき場合は事件終了後に精算する。

□その他

第3条（実費・預り金）

甲及び乙は、本件事件に関する実費等につき、次のとおり合意する。

□実費

①甲は費用概算として金_____円を予納する。

②乙は本件事件の処理が終了したときに精算する。

□預り金

甲は_____の目的で
金_____円を乙に預託する。

第4条（事件処理の中止等）

1. 甲が弁護士報酬または実費等の支払いを遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せずまたはその処理を中止することができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第5条（弁護士報酬の相殺等）

1. 甲が弁護士報酬または実費等を支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺しまたは本件事件に関して保管中の書類その他のものを乙に引き渡さないでおくことができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第6条（中途解約の場合の弁護士報酬の処理）

本委任契約にもとづく事件等の処理が、解任、辞任または継続不能により中途で終了したときは、乙の処理の程度に応じて精算をおこなうこととし、処理の程度についての甲と乙の協議結果にもとづき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還または支払をおこなうものとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

甲が、反社会的勢力の関係者であることが判明した場合には、乙は、理由を問わず、契約の解除をなしうる。かかる場合については、着手金につき返還は行わないものとする。

第8条（特約）

本委任契約につき、甲と乙は次のとおりの特約に合意した。

甲および乙は、乙の弁護士報酬基準の説明にもとづき本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、相互に保管するものとする。

平成_____年_____月_____日

甲（依頼者）

住所_____

氏名_____

印

乙（受任弁護士）

〒556-0011 大阪市浪速区難波中3-9-1 難波ビル4F

前島綜合法律事務所 弁護士 前 島 申 長